

# 自民党川口支部県議団・市議団報告

## 県議会

### 駅のホームドア 整備が加速!

JR京浜東北線蔵駅で1月14日午前、盲導犬を連れた全盲の男性が線路に転落し、進入してきた電車の側面に接触した事故で、男性は同日午後、搬送先の病院で死亡が確認されたとの新聞報道がありました。昨今、視覚障がい者が駅のホームから転落する事故が度々報告されています。

これらを背景に自民党県議団では、従前より鉄道ホームによる転落事故を防いでいく為に政策大綱や一般質問を通じてホームドアの早期整備を求めて参りました。特に、視覚障がい者の保護や乗降客の多い県南地区の駅への整備が重要であることから、一刻も早い整備の重要性に鑑み国土交通省に対して要望活動も行っていたところであります。

この度、JR東日本では、乗降客の列車との接触事故や線路への転落を防止する対策として、京浜東北線の大宮駅から桜木町駅までの37駅についてホームドアの整備を促進する事を決定致しました。その中で、川口駅、西川口駅、蔵駅が2019年度末までの整備予定駅となりました。

これまでの活動が一部実現できた事は喜ばしい限りですが、これからも県民の安全・安心の為に、県内乗降客の多い駅にホームドアが設置されるように努めて参ります。

### 「政策大綱」を提言・提案!

自民党県議団では、来年度予算編成に於ける主要な施策を求め「政策大綱」と県内各市町村より要望を頂いた「市町村要望」を塩川副知事に提出致しました。

これからの時代、埼玉県では人口急減・超高齢化に伴う2025年問題、竜巻、大雪、大雨などの自然災害への対応、インフラ強化、人材育成などの課題が山積しています。

こうした中、県政に対する県民の期待は大きく、埼玉から「脱却」「経済再生」を強く進める必要があることから、施設整備やインフラ強化、次世代人材の育成など次代に繋がる投資を中心とした経済政策を中心に施策を推進する為の提言・提案を行いました。

## 市議会

### 『川口市いじめを防止する ためのまちづくり推進条例』

川口市議会では議員提案による4本目の条例を自民党市議団が主体となって提案し、平成28年12月議会で可決しました。提案理由を申し上げます。

大津市のいじめ自殺事件を契機として、『いじめ防止対策推進法』が制定されてから、今年で3年が経過しましたが、いまだ全国各地でいじめを理由とした自殺事件があとを断ちません。

平成28年にも、2月に仙台市の中学生が、8月に青森市の中学生が、11月に新潟市の高校生が、他にも挙げればきりがなく、尊い若い命が、次々に失われています。

子どもが急に、家から消えてしまった家族の苦しみ、悲しみはいかばかりか、想像を絶するものであり、決して川口市から、そのような悲惨な状況を生み出してはならないものと考えます。

また、昨年、千代田区で発覚した、原発の避難者だからという理由でのいじめなどは、あまりにも卑劣で言葉がありませんが、相談を弁護士が受けており、問題の深刻さともに、いじめ防止対策推進法にのっとるだけでは、対策として万全ではないということが、如実に伺えます。

我々は、このいじめの問題については、自治体としてなんらかの対策を打たなければならず、もはや一刻の猶予も許されないとの危機感から、『川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例』を提案しました。

条例の柱は三点であります。

一点目は、『市立学校いじめの情報をつらやみ、対策の中心たるいじめ対応教員』を新設します。

過去のいじめ自殺事例においては、担任の教師が、いじめがあることを認識していながら、これを一人で抱え込んでしまったことで、組織としての適切な対応がとれず、生徒が自殺に至ってしまった岩手県奥州市のようなケースがあります。

いじめ対応教員は、そうした担任の抱え込みを防止することも同時に、ちいさないじめ情報を一点に集約することで、いち早くいじめ事案に気づくことが期待できます。

加えて、現状、生徒指導のひとつの力テ「リー」であるいじめの担当を独立、明確にすることで、保護者からの相談への対応も充実させることが期待できます。

もちろん、基本的には担任の先生がいじめの相談に乗りつつ、組織的な対応をいじめ対応教員が司令塔として受け持つといった役割分担を期待するものです。

いじめ対応教員を置くことで、いじめの対応を学校全体で行うことが担保されるようになるものです。

二点目は『いじめから子どもを守る委員会』という第三者機関を新設します。

これは、現状、私立の学校や学習塾、地域スポーツクラブなど、市立学校以外の場所で行われるいじめに対しては、市の教育委員会が直接介入することが難しく、当事者は県の教育委員会に相談するなどしなければなりません。

この委員会は、そのようなケースであっても、川口市として関与し、問題の解決に向けたアプローチを可能にします。

また、子どもや保護者が直接、この委員会に対して相談をすることもできますので、学校に相談したけれども、中々うまく解決が図れない、などといった事例にも、第三者機関としての対応が可能となります。

この委員会の委員には、条例で、罰則を伴う厳しい守秘義務が課されておりますので、相談する方も安心してお話しいただけます。

三點目は、『子ども関連団体の協力』をお願いするものです。

先程、一点目で申し上げた学習塾や地域スポーツクラブなどを条例では『子ども関連団体』と定義しておりますが、それらにおいても、きちんと目を配っていただき、子どもが安全に、安心して過ごすことができる環境づくりをお願いするものです。

以上の三点を柱とした新たな取り組みにより、まち全体でいじめの早期発見、早期解決をはかり、川口市から深刻ないじめ被害を一掃することが狙いでありました。

いじめは深刻な人権侵害であります。それを犯してしまうのも、未成熟な子どものものであります。

この条例ができ、まち全体の協力を得ることができれば、いじめの子、いじめられる子、そして傍観してしまっただけの子どもの心、一生ぐえぬ傷を負わせることを、現状より確実に回避できるものと考えます。

【施行 平成29年4月1日】